

2月（1月末）教頭会

1 日 時 令和8年1月27日（火） 14:00～

（関係団体からの連絡、依頼 13:30～）

2 場 所 今治市役所第3別館 2階 会議室

3 日 程

(0) 関係機関からの依頼事項

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ○ 「令和8年度事業説明会」について | 日本教育公務員弘済会愛媛支部 |
| ○ 「サイクリングしまなみ2026」について | サイクルシティ推進課 |
| ○ 「救命講習会の開催」について | 消防本部、医師会 |
| ○ 「学校外からのチラシ配布のデジタル化について」 | 教育大綱推進課 |

(1) 開会挨拶 教育長

(2) 示達・依頼 学校教育課長

(3) 連絡・依頼 主幹、課長補佐、指導係長

(4) 協議① 「人権・同和教育校内研修の実施状況」について

(5) 協議② 「ALTの活用と英語教育の実施」について

(6) 閉会挨拶 学校教育課長

1 危機管理

2 校長を助ける

3 今年度のまとめと引き継ぎ

4 後進の育成

5 その他（お願い）

- ☐ 卒業式、入学式について
- ☐ R8年度行事計画について
- ☐ R8年度入学児童生徒の状況把握について
- ☐ 小一の壁（入学式後の3日間）について
- ☐ PTAの文書について
- ☐ 英語教育の充実について
- ☐

2月教頭会 連絡事項

【主幹】

1 児童生徒数の転出入について

- 増減があった場合はその都度、学校教育課 学事係 岡田課長補佐へ、ロゴフォームにて報告を。(現在、準備中)

(学級数に増減がある場合は、まず、電話にてご一報ください。)

- 記入欄、氏名、学年、人数の間違いなど、記載事項のチェックを。

2 施設・設備の管理について

- 年度末に向けて、未修理・未修繕の箇所がないように。
- 毎日の施錠、火気の取扱い、節電・節水などに十分注意を。

3 年度末・年度初めの提出文書や会について

- 提出期限、文書様式、担当者等・・・提出のチェックと控え文書の管理
・職員写真 ・主任発令 ・免外申請 ・複式学級申請

4 教職員の服務について

- 不祥事未然防止
 - (1) 教職員に、立場と責任の大きさの自覚を深めさせる。
 - (2) SNSに係る情報の周知を。
 - (3) 教職員間の同僚性を高める。
- 学習指導・部活動の指導
 - 暴言、子どもとの人間関係。
- 教職員の事故は主幹(村上)へ、児童生徒の事故は指導主事(鎌倉)へ。

不祥事が起こってしまうと、心身ともに疲弊し、最終的には、児童生徒の教育活動等に大きな影響が出てしまう。教頭として、何ができるか。何をするべきか。

5 校区外通学・就学相談について

- 保護者からの相談には丁寧な対応を。

6 退職校長先生の訃報連絡について

7 その他

2月教頭会

【白鞘】

1 学校評価について

- 評価結果を全教職員で共有し、次年度の学校経営・学級経営・教科経営に生かす。
- 学校経営方針やグランドデザインに反映させる。
- 提出期限：3月3日（火）までに
「自己評価報告書」「学校関係者評価報告書」「学力向上への取組に関する評価報告書」

2 学校要覧・学校運営計画について

- 提出用（A3裏表印刷、二つ折り）と各校保存用を作成する。
- 内容等については、学校評価の評価結果を基に、見直しを行う。
- できる限り自校で印刷・製本を行う。

3 令和8年度の行事予定について

- 令和8年度の行事予定（県と市）の第1案をメールで各学校に今週中に送信予定。
- 2月～3月中旬頃まで、県の行事予定の追加・変更状況を見て修正案を随時配布予定。訂正等があれば、2月20日（金）までに学校教育課 白鞘まで連絡を。
- 市役所各課の令和8年度の行事依頼、作品募集依頼の一覧表を3月初旬配布予定。

※ 運動会前日の土曜日を登校日とし、繰替休業日を次の週にとった場合、事務職員・栄養職員・会計年度任用職員・非常勤講師等（週5日勤務の方）の勤務には十分気を付ける（超過勤務とならないように）。

4 卒業式・入学式について

- 告辞の文面と市長お祝いの言葉は従来どおりあらかじめ委員会から学校へ送付。
- 入学式について、告辞者への連絡は人事異動があるので、委員会からの告辞者の変更通知を受けてから行う。
- 市長、教育長、教育委員等の出席する学校は、案内状と要領等の持参（送付）について事前に連絡をとって依頼と説明を。
- 市長の出席のない場合は、学校教職員が「市長お祝いのことば」の披露を。
タイミングは来賓祝辞の後「市長お祝いのことば」→来賓紹介→祝詞・祝電披露の順で。

5 令和8年度研究指定について

- 今治市教育研究所研究指定の希望調査 提出期限：2月27日（金）までに
- 学校・グループ・個人も積極的に希望を。

6 ふるさとキャリア教育発表大会【2月13日（金）】

- タクシーチケット活用（引率教諭1名、代表生徒4名）
- 事前に、発表校（事前リハーサル）、各校接続確認あり。

7 その他

- 校区外通学に係る具申書の写しの提供について（令和7年12月8日付け教学第3436号）
小学校から学校教育課に提出する具申書については、希望する中学校に写しを渡す。これは、中学校が校区外通学の理由を把握し、受け入れに向けた適切な対応を行うため。

1 卒業式・入学式に向けて (曾我)

- 心に残る卒業式、入学式を
事前指導や不登校児童生徒への細やかで十分な配慮を

2 長欠・不登校、いじめについて (鎌倉・津吉) ※ ()数字は前年12月数値

- 不登校数・・・小学生 136名(139)・中学生 91名(101) 計 227名(240) (12月末現在)
- いじめ件数・・・小学校 155件(166)・中学校 20件(17) 計 175件(183) (12月末現在)
 - ・ いじめ発生時には、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応を行う。
 - ・ 今年度中に「学校いじめ防止基本方針」の見直し及び改定を行う。
 - ・ 不登校、いじめ等の引継ぎを確実に。(小から中、中から高)
- 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針について (鎌倉・津吉)
 - ・ 令和8年2月1日以降、新指針に沿った対応を行う。
 - ・ 背景調査は、基本調査と詳細調査から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から調査を行う。

3 今治市こすもすの家通所者について (津吉)

- 正式通所・・・小学生 2名、中学生 8名 (12月末現在)
体験通所・・・小学生 4名、中学生 3名 (12月末現在)
 - ・ 在籍する学校・・・こすもすの家とこまめな情報交換や連携を行う。
 - ・ 特に中学3年生・・・適切な進路指導を行う。
 - ・ 新年度の通所、体験希望者は継続も含め新たに申込書を提出する。

4 ジブンミカタプログラム・学校生活アンケートについて (鎌倉)

- 本年度より EILS に搭載し、1人1台端末を活用して、県内全小中学校で実施
- 小学校5年生から中学校3年生が対象
- 学校生活アンケートは小学校1年生から4年生も活用可能。紙媒体で実施する場合は、学校保管

5 特別支援教育について (井手)

- 学校生活支援員
 - ・ 配置の可否について2月末に連絡予定
- 特別支援学級在籍児童・生徒の転出入
 - ・ 情報が入り次第、市内、市外に関わらず、まずは電話で速やかに学校教育課特別支援教育担当者に連絡を
 - ・ 院内学級への入級に伴う隣接学校への転出の場合は「区域外通学の手続き」、県こども療育センターへの入院・療養に伴うしげのぶ特別支援学校への転出の場合は「特別支援学校に就学すべき者の報告」が必要である。「学籍事務の手引き」を参照して書類を提出する。
- 発達支援センターより依頼
 - ・ 検査を受ける人数が激増しており、手が足りない。電話は必要最低限にしてほしい。

○ 学校用ホームページの点検

- ・ 他の Web ページデータの【引用】について
- ・ 他の Web のリンクについて
- ・ 学校便りや各種学校広報物の掲載について
- ・ 公開データ及びサーバー上のファイルの削除について

12 デジカメの寄附について（鎌倉）

- 今治ルミナスクラブから全小学校にデジタルカメラと microSD カードの寄附を受ける。

13 令和8年度部活動地域展開について（曾我）

- 今治市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針の改定
 - ・ 部活動地域移行 ➡ 部活動地域展開
 - ・ 教員としての立場での休日の部活動指導時間を令和8年度から可能な限り0とする。
 - ➡ 教員としての立場での休日の部活動指導時間を令和10年度中に可能な限り0とする。
- 部活動地域展開補助事業実施競技
 - ・ 水泳競技 ➡ 拡充：日吉中学校、西中学校を拠点校とし、部のない市内中学校生徒の参加を認める。
 - ・ バレーボール ➡ 継続：菊間中（男子）を拠点校とし、部のない市内中学校生徒の参加を認める。
新規：西中（女子）
 - ・ ソフトテニス ➡ 継続：菊間中（男子、女子）
 - ・ 剣道 ➡ 拡充：第1、3土曜日実施の合同練習会
 - ・ ソフトボール ➡ 新規：立花中学校を拠点校とし、部のない市内中学校生徒の参加を認める。
 - ・ サッカー ➡ 新規：1年生対象のクリニックの開催

14 「学校給食における危機管理マニュアル」（令和7年12月改訂）について（馬越）

- 令和7年12月15日付け事務連絡にて送付済のマニュアルについて、異物混入「学校で発見」対応 抜粋版を作成
- 学校で給食異物混入があった際は、学校教育課へも速やかに報告を

今治市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和6年3月策定
令和8年1月改訂

- 少子化が進展し、教育環境等が変化していく中、学校部活動を従来と同様の体制で運営することが困難となっており、学校によっては部活動の存続が厳しい状況となっている。本市の生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむことができる機会を確保するためには、学校と地域との連携・協働により学校部活動の改革に取り組む必要がある。
- 「今治市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」は、国が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（R4.10）」「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針（R5.9）」及び「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（R7.5）を踏まえ、部活動の教育的意義を継承・発展させるとともに、教員の働き方をはじめ学校部活動の適正な運営、新たな地域クラブ活動、地域移行に向けた環境整備や大会の見直し等について下記に方針を示す。
- 部活動の地域展開にあたっては、「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”～豊かな心と生きる力を育む～」の理念のもと、生徒の望ましい成長を保障できるよう、本市の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、学校部活動による体験格差の解消を目指し「できるところから、できるものから」取り組む。

1 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、適正な運営等の在り方を従来の市方針等の内容を踏まえ実施する。

- ・ 校長は、学校の活動方針、活動計画及び活動計画を公表する。
- ・ 部活動指導員や外部指導者を配置するなどして、教師が休日の指導に従事しない体制の構築に努める。
- ・ 生徒の心身の健康管理や事故防止を徹底し、体罰及びハラスメントを根絶する。
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日を設定（平日1日、週末1日）、活動時間は、平日2時間程度、休業日3時間程度とし、合理的で効率的・効果的な活動を実施する。
- ・ 市及び教育委員会は、スポーツ・文化芸術団体と連携し、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める。

2 新たな地域クラブ活動

市内中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒の活躍の場として新たな地域クラブ活動の環境を整備する。

- ・ 地域クラブ活動を行う環境をできることから整備する。
- ・ 専門性や資質・能力を有する指導者を確保するとともに、他機関と連携し人材バンクの整備を検討する。
- ・ 教員としての立場での休日の部活動指導時間を令和10年度中に、可能な限り0とする。
- ・ 意欲ある教員等が地域クラブ活動を円滑に行えるよう、兼業制度の周知を図る。
- ・ 地域クラブ活動が競技・大会志向だけでなく、体験活動、レクリエーション的活動、複数の種目や分野を経験できる活動等、生徒の志向に適した機会を段階的に確保する。
- ・ 地域クラブ活動は、原則学校部活動と同じく週当たり2日以上以上の休養日を設定し、休日のみ実施する場合も、同様に原則1日の休養日を設定する。
- ・ 公共施設等を地域クラブ活動で使用する際、円滑な利用促進に努める。
- ・ 指導者や参加する生徒等に対して、保険加入を義務付けるなど適切な補償が受けられるようにする。
- ・ 経済的に困窮する家庭への支援について検討していく。

3 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に実施するため「今治市部活動地域移行検討協議会」において、進め方やスケジュール等を検討し、地域展開を推進する。

- ・ まずは、休日における地域展開を着実に進める。
- ・ 平日における環境整備は、できるところから取り組み、平日と休日を一体として取り組む等、実情に応じ、関係者間で調整した上で段階的に改革する。
- ・ 市が運営団体となって指導者を派遣する体制や地域の多様な運営団体が取り組む活動に生徒が参加する体制の整備を検討する。その他、生徒の活動環境を確保するため、部活動指導員の配置や複数校による合同部活動を実施するほか、拠点校方式の拡充を検討する。
- ・ 国の改革実行期間の令和8年度から令和13年度までの6年間、地域連携・地域展開に重点的に取り組み、本市の実情に応じて「できるところから、できるもの」から進める。
- ・ 学校、保護者等の関係者に対し、分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

4 大会等の在り方の見直し

成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じ大会等の運営の在り方を見直す。

- ・ 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう検討する。
- ・ 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員が単独で担うなど、できるだけ教師が引率しない体制を整える。
- ・ 大会等の主催者は、大会運営要員が不足する場合は関係するスポーツ・文化芸術団体等に外部委託するなど、適切な大会運営体制等に見直す。
- ・ 大会等の主催者は、生徒や保護者の負担が過重とならないよう、開催回数を厳選するとともに、誰もが参加機会を得られるようリーグ戦の導入や能力別にリーグを分ける等の工夫を行い大会の在り方を見直す。

令和8年度今治市部活動地域展開について（案）

令和7年度

部活動地域展開実証事業

水泳競技部（男女）

日吉中・西中

【指導者】地域スポーツクラブから指導員派遣

バレーボール部

菊間中【拠点校】

【指導者】地域指導者・教員（兼職兼業）

立花中

【指導者】教員（兼職兼業）

ソフトテニス部（男女）

菊間中

【指導者】地域指導者・教員（兼職兼業）

剣道部（男）

北郷中

【指導者】剣道会指導者派遣

吹奏楽部

南中

【指導者】教員（兼職兼業）

軟式野球部（合同チーム）

大島中・伯方中・大三島中・（岩城中）

地域クラブに向けてのタクシー移動費補助

令和8年度

部活動地域展開補助事業

水泳競技部（男女）→ 拡充

日吉中【拠点校】・西中【拠点校】⇒ 水泳競技部のない市内中学校生徒も参加可能

【指導者】地域スポーツクラブから指導員派遣・教員（兼職兼業）

バレーボール部 → 継続

菊間中【拠点校】⇒ 日吉中、大西中以外の市内中学校にも再度周知

【指導者】地域指導者・教員（兼職兼業）

立花中 → 変更（西中）

【指導者】教員（兼職兼業）

ソフトテニス部（男女）→ 継続

菊間中

【指導者】地域指導者・教員（兼職兼業）

剣道部（男）→ 拡充

北郷中 → 第1、3土曜日実施の合同練習会を、地域展開補助事業として実施

【指導者】剣道連盟指導者派遣・教員（兼職兼業）

ソフトボール部 → 新規

立花中【拠点校】⇒ ソフトボール部のない市内中学校生徒も参加可能

【指導者】協会から指導員派遣・教員（兼職兼業）

サッカー部 → 新規

クリニックの開催 ⇒ 1年生対象のクリニックを、地域展開補助事業として実施

【指導者】F C今治から指導員派遣・教員（兼職兼業）

軟式野球部（合同チーム）大島中・伯方中・大三島中・（岩城中）

地域クラブに向けてのタクシー移動費補助

令和9年度以降実施種目拡充